



## 公判前整理手続について

Q

裁判員裁判が始まりますが、裁判員裁判対象事件については、必ず公判前整理手続を行うと聞いています。

この公判前整理手続とは、どのような手続ですか。

A

最初の公判期日の前に、裁判所、検察官、弁護人が、争点を明確にした上、これを判断するための証拠を厳選し、審理計画を立てることを目的とする手続です。

Q

公判前整理手続ではどのようなことが行われるのですか。

A

1 公判前整理手続では、検察官と弁護人の主張を聴き、真に争いがある点（争点）はどこかを絞り込みます。

公判前整理手続では、これまでよりも広く証拠が開示されるようになり、また、これにより、弁護人が早期に主張を明らかにしやすくなります。

2 裁判所、検察官、弁護人が一緒になって、争点を立証するためにはどのような証拠が必要か、それらの証拠をどの

ような方法で調べるのが相当か、などを検討します。

3 公判の日程をどうするか、証拠調べにはどのくらいの時間を当てるか、証人はいつ尋問するかなど、判決までのスケジュールを立てます。

Q

裁判員裁判対象事件では、必ず公判前整理手続を行うのはどうしてですか。

A

これまでの刑事裁判、特に争点が複雑な事件などでは、大量の書類を証拠として採用したり、また、証人に対しても長時間にわたり詳細な尋問を行った上、裁判官がこれらの書類や証人尋問の記録（調書）を読み込んで判断をするという審理が少なくありませんでした。

しかし、裁判員の負担を考えると、大量の証拠を読んでもらうことや、長時間にわたる詳細な証人尋問を行うことは現実的ではありません。そこで、裁判員裁判では、法廷での審理を見聞きするだけで争点に対する判断ができるような審理をすることになります。そのためには、争点を判決するに当たって真に必要なものとした上で、こ



# A

れを証明するための証拠を最良のものに厳選することが必要です。このような考えから、裁判員裁判ではすべての事件で公判前整理手続を行わなければならないとされています。

また、公判前整理手続の中であらかじめ訴訟の準備を行うことができるため、公判が始まってからは、連日的に開廷することが可能になり、多くの裁判員裁判は数日で終わると見込まれています。

公判前整理手続は、裁判員制度の実施に先立って平成17年11月から実施されています。各地の裁判所では、裁判員裁判の実施に向けて迅速で充実した裁判を実現するための、多くの経験を積み重ねているところです。「裁判員裁判の対象となる事件の人員数、現在の平均審理期間及び平均開廷回数(平成19年)」の表にもあるとおり、公判前整理手続を実施した事件では、審理期間が短縮され、開廷回数(法廷を開いた回数)も少なくなっています。



公判前整理手続はすでに行われているのですか。

| 裁判員裁判の対象となる事件の人員数、現在の平均審理期間及び平均開廷回数<br>(平成19年) |    |             |        |        |                       |        |        |
|--|----|-------------|--------|--------|-----------------------|--------|--------|
| 区分   |    | 裁判員裁判対象事件全体 |        |        | 公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件 |        |        |
|  |    | 終局人員数       | 平均審理期間 | 平均開廷回数 | 終局人員数                 | 平均審理期間 | 平均開廷回数 |
| 自白・否認別   |    |             |        |        |                       |        |        |
| 終局人員全体   |    | 2,436人      | 7.8月   | 5.2回   | 1,036人                | 6.1月   | 3.6回   |
|  | 自白 | 1,484人      | 6.0月   | 3.7回   | 609人                  | 5.0月   | 2.7回   |
|  | 否認 | 901人        | 11.2月  | 7.6回   | 426人                  | 7.7月   | 4.8回   |

・「終局人員全体」の終局人員数が「自白」と「否認」の終局人員の合計と一致しないのは、被告事件に対する陳述に入る前に移送等で終局した人員があるためである。

・本統計の数値は、判決等があった事件を実人員で計上した。

なお、「実人員」とは、同一被告人につき複数の起訴があっても、弁論が併合されている限り1人として計上したものである。

・本統計は、現在の審理方法によるものであり、国民のみなさんが参加しやすい裁判を実現できるように、より迅速な審理方法を検討している。

なお、平成17年11月1日に施行された公判前整理手続の導入により、この手続を用いた裁判員裁判対象事件では、受理から終局までの平均審理期間が短縮されており、特に否認事件における審理迅速化が顕著となっている。

・本統計の数値は、概数である。